

私立学童保育クラブの認定制度と運営費補助制度の創設について

1 学童保育クラブの運営形態

現在、区内の学童保育クラブは26か所あり、その内8か所が民間事業者による業務委託契約に基づく運営形態となっている。

この内、愛隣会学童保育クラブ、東が丘学童保育クラブについては、当該法人所有施設で事業の運営を行っていることから、設置当初は、私立学童保育クラブとして、目黒区私立学童保育事業（放課後児童健全育成事業）運営扶助要綱に基づき、区が入所調整を行い、事業運営に要する経費を補助金として交付していた。

しかし、平成17年度の学童保育クラブ保育料有料化にあたり、愛隣会学童保育クラブ、東が丘学童保育クラブの保育料も区が徴収することとし、私立学童保育クラブを区の委託事業として位置づけ、運営形態を業務委託としたところである。

2 学童保育クラブ運営の新たな制度創設の必要性

平成31年4月に開設予定の旧守屋教育会館跡地学童保育クラブ（仮称）の運営形態については、業務委託契約を毎年度締結し事業を行うこととして事業者を募集・選定したところである。

その後、東京都に、民間事業者が施設整備を行ったうえで区に無償貸与し、区が設置者として民間事業者に業務委託契約を行う場合の施設整備費補助の可否について改めて確認したところ、施設整備事業者と設置者が異なる場合は施設整備費補助は該当しない旨の回答を得た。併せて、施設整備事業者が自ら学童保育事業を行うにあたり、区が運営のために必要な経費を補助する場合は、施設整備費補助は対象となるとのことであった。

旧守屋教育会館跡地に学童保育クラブ（仮称）を整備するにあたっては、国・都の施設整備費補助制度を有効に活用する必要がある、さらに、今後も民間事業者による施設整備が予定されている。

そこで、民間事業者が施設整備を行い学童保育クラブを運営する場合の運営形態を、業務委託ではなく運営費補助とする新たな制度を創設する。

3 認定制度と運営費補助制度

制度創設にあたっては、認定と補助の2つの制度とし、まず、学童保育クラブの質の確保、保育料負担の公平性の確保、入所調整の統一化等、公立の学童保育クラブ事業の枠組みや水準を担保しつつ、民間の創意工夫を生かした利用者サービスの充実が図られる仕組みとして私立学童保育クラブ認定制度を創設する。

さらに、私立学童保育クラブ認定制度の認定を受けた私立学童保育クラブが運営費補助を申請できる運営費補助制度を創設する。

なお、既存の私立学童保育クラブについても、統一性の観点から協議を進め、業務委託から補助制度に変更する。

4 私立学童保育クラブ認定制度概要

「目黒区私立学童保育クラブ認定制度実施要綱（仮称）」を制定し、この要綱に基づき、目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準に合致し、区が行う入所調整を受け入れ、保育料は目黒区学童保育事業の運営に関する条例に規定する保育料と同額とするなど、現在区から業務委託を受けて実施している学童保育事業と同等の事業が実施できる事業者を区が認定するとともに認定書を交付し、運営費補助金を申請できることにする。

5 私立学童保育クラブ運営費補助制度概要

「目黒区私立学童保育クラブ運営費補助要綱（仮称）」を制定し、この要綱に基づき、事業者から事業実施計画等を提出させ、基準に基づき審査し、四半期ごとに補助金を交付する。

補助対象者については、「目黒区私立学童保育クラブ認定制度実施要綱（仮称）」に基づき区から認定を受けた学童保育クラブとする。

6 今後の予定

平成29年12月	要綱制定
平成29年12月以降	旧守屋教育会館跡地学童保育クラブ（仮称） 事業者等と協議
平成31年 4月以降	私立学童保育クラブ運営開始

以 上